



第25号

発行日：平成23年8月5日発行
和光市越後山土地区画整理組合
住 所：和光市南1-20-34
T E L：048-462-2611
F A X：048-450-1545
URL:<http://www.w-echigoyama.jp/>

事業計画変更に伴う縦覧について

事業計画の変更については、5月初旬から皆さんに説明をさせて頂きましたが、6月29日の第16回総代会において議決し、和光市を經由して埼玉県へ事業計画変更の申請を行ないました。それに伴い、下記の通り事業計画の縦覧を行いますのでお知らせします。



©和光市

期 間：平成23年8月中旬
場 所：和光市役所2F 都市整備課区画整理担当窓口
詳細の日時は、和光市の掲示場、組合事務所の掲示板をご確認下さい。



©和光市

調整池工事が始まります

すでに工事看板等でご承知の方も多いと思いますが、公園用地の地下に建設する調整池の工事を6月17日に契約しました。これまで、測量等の準備作業を行っていましたが、いよいよ本格的に工事に着手します。工事中は、工事用車両等の通行でご迷惑をお掛けしますが、しばらくの間、ご協力をお願いします。

なお、工事期間は来年の3月30日までを予定しています。



夏祭りについて

昨年大盛況でした夏祭りを今年も8月27日（土）に開催いたします。越後山の夏の風物詩となるように、越後山自治会・緑自治会と協力して、企画していますので、家族揃ってお出掛け下さい。

詳細は、後日お知らせいたします。



組合からのお願い

●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。